

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 外110名

被告 国

準備書面（54）の要旨の陳述

（原規委の秘密会議事件）

2020（令和2年）年7月13日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

原子力原規委員会（以下「原規委」という。）の秘密会議事件について述べることにより訴状及び原告準備書面（29）でも述べた，公正中立とは評価し得ない原規委の判断には広範な裁量を認めるべきでないという主張について補充して論じるとともに，中立公正でない組織が行った本件各処分が，「中立公正な立場で独立して職権を行使する」と定められている原規委設置法1条に違反し，取消事由となることについて述べます。

第1 原規委の秘密会議事件の概要

参加人関西電力株式会社（以下「参加人」という。）の本件原発を含む若狭湾周辺の原発に大きな影響を与える大山（だいせん）の噴火に関して，原規委は，大山の噴火規模を見誤っており，参加人の評価が過小だったことを見落としたまま本件設置変更許可処分を行いました。

そして、その見落としに気付いた原規委は、本件原発を含む原発の稼働を止めないまま参加人に見直しをさせようと、2018（平成30）年12月に、本来公開で行わなければならないはずの会議を非公開で、かつ委員全員の出席がない状態で行い（以下「秘密会議」という。）、①速やかに参加人に対して文書指導をして、設置変更許可の申請を促す案（以下「①案」という）と、②原規委としての判断を先送りにし、参加人に対して火山灰想定の新評価を命じ、その間に参加人から自発的に申請をさせる案（以下「②案」という）を比較し、②案を採用する方針を事実上決定しました。

第2 秘密会議の本質的な問題点（国民の「信頼」の裏切り）

原規委の中立公正性・独立性は、原規委設置法1条において「その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と明確に規定された要求事項です（引用文中の傍点は引用者。以下、断りのない限り同様）。

2 元内閣官房参与田坂広志氏の発言

内閣官房参与として原発事故への対策と原子力行政の改革、原子力政策の転換に取り組んだ多摩大学大学院の田坂広志名誉教授は、ある記事において、「信頼」の重要性について、次のように述べています。

「原子力の問題を論じるとき、しばしば『安全と安心こそが大切だ』と語られます。しかし、実は『安全』や『安心』よりも大切なものがあります。それが『信頼』です。なぜなら、どれほど『安全です』と言い、『安心して下さい』と言っても、そう語る政府や事業者に対する国民の信頼が無ければ、全く意味がないからです。従って」「原発の再稼働の問題の本質は、『国民からの信頼』という問題なのです。」（甲F118）。

第3 関連法規等

1 情報公開の徹底及び透明性の確保の意義

原規委設置法は、福島第一原発事故の原因の一端には、縦割り行政の弊害や原子力利用の推進と規制が混同されていた点にあることを反省し、二度と事故発生が起きないように「中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会」の設置を定めました。そして、この目的を貫徹するために、同法25条において保有する情報の公開の徹底とその運営の透明性の確保をすることを強く掲げました。

本件方針の「第1章 目的」にも「原子力規制委員会…が行う規制業務に関して、…国民の疑念や不信を招くことのないように…委員会の運営の透明性を確保するための方針を定めるものとする」と定められています。そして、本件指針はホームページなどで簡易に国民が情報にアクセスできるように定められています（第2章1項）。

第4 秘密会議における事実関係について

- 1 秘密会議に出席したのは、原規委の更田豊志委員長、火山灰対策が担当の石渡明委員、原規庁の安井正也長官（当時）、荻野徹次長（現長官）ら幹部のほか、担当者ら計11名でした（甲F122，甲F120）。

2 秘密会議の概要

①案も②案も、最終的には参加人に変更申請を求めるものでありますが、①案は、資料中に「現在の状態が基準に適合していないというポジション」とあるように、原規委として、現在の状態が基準に適合していないことを正面から認めるものであり、②案は、資料中に「許可の前提と有意な差があると認定するまでは、原規委は基準の適合性についての判断はしていないというポジション」とあるように、原規委としての判断を事実上先送りしている間に事業者の申請を促すことで、原規委として、現在の状態が基準に適合していないという

考えを明らかにしないようにするものでした（甲F121）。

したがって、原規委が①の文書指導演を選択した場合、国民の間で、不適合を理由に原発の運転停止を求める声が高まる可能性があるところ、原規委は、②案、すなわち原規委としての判断を事実上先送りする再評価命令案を採用する方針を、非公開の場である秘密会議において事実上決定したのです（甲F121）。

また、2つの案のうち①案を退ける方針を決めたのに、原規委は議事録を作らず、参加者に配布した資料も回収・廃棄していました（甲F120）。

なお、毎日新聞が入手した秘密会議の資料の右上には「議論用メモ」との印字がされていました（甲F121）。

3 秘密会議においてされた会話の具体的内容

毎日新聞が入手した秘密会議の音声記録（以下、甲F125）によると、更田委員長は次のような発言をしています。

（動画5：55～6：20）

「僕なんかこれぱっと見たときに、①の方がすごくすっきりする。」

「すっきりするんだけど、その法務上、難しいんだろうな、ということは私にも分かる。」

「そこでまずそちら（担当者）の見解を聞かないと。」

更田委員長は続いて、

（動画6：40～7：16）

「いずれにしろ、どっちにしろ（原発稼働の）差止訴訟とか、そういったものって大いに予想されることですよね。」

「①（文書指導演）の場合は、（基準に適合していないと）認めているわけさ、だよな、とりあえず新たに分かった事実から言うと。」

「しかも、基準てさ。『何々に耐えること』という定量的なものじゃなくて、『そこに置かれている自然条件に耐えること』と言われていて、新しい知見でよく考えてみたら、その自然条件に耐えないから取り戻せというのと、（原発稼働の）差止訴訟なんかだと『基準に不適合』という論理を生みやすいんだろな。」

と述べ、訴訟において原発の運転停止に繋がるリスクへの懸念を示しています。

さらに、職員が「（参加人が）設置変更許可申請をするということは、災害の防止に支障があるということを外部に示すことになる。②の方が整合性がある」と答えると、更田委員長は、

（動画 7 : 5 4 ~ 8 : 4 3）

「変更許可申請を求めるということは、許可に不備があるから、直せということになる。そうすると②（再評価命令案）なのかな」

「（参加人に対し）『報告徴収』からスタートする。」

「報告徴収（命令）出さないでも、②のステップで事業者（参加人）が報告を調整するってならないのかな。」

と②案を選ぶ方向性を示すだけでなく、出されることになった報告徴収命令についても躊躇するような姿勢を示しています。

さらに、更田委員長は、

（動画 8 : 5 5 ~ 9 : 2 4）

「①が成立しないという見解なら、①の道は通りにくいよな。」

「そこでね。ただ通りにくいけど、正義として①で行くべきだというのがあったら、（①を採用）なんだけどね。」

「②は正義にもとるというならさ。そんなもん（原発が）止まろうが何しようが①で行くんだというのはあるんだけど、そういう話でもなさそうだよな。」

」

(動画 9 : 3 4 ~ 9 : 4 5)

「はい。まあ、あの、①でなければ著しく正義に反するということもなさそうなので。」

「じゃあ②は正義だと？」

「うん。このケースに対してはな。」

と議論を区切ると、会話の内容は、議題は②案に基づく参加人への命令文の検討に移りました。その中での発言は次のとおりです。

(動画 1 1 : 0 4 ~ 1 1 : 3 0)

「むしろ、10キロメートル (km) 以上と考えられる。で、「。」じゃないといけないんだよ。」

「いや、あのね。あんまり「見直される」とかね。云々という用語って、印象としてはね。限りなくね、「不適合状態」を連想させるんですよ。」

これは、原案に書かれた「大山火山の噴火履歴が見直されることとなる」との部分について言及したとみられ、実際の命令文からこの記述は削除されていました(甲F124)。更田委員長が、できるだけ現状が基準「不適合状態」であることを認めないようにするために、苦心する様子が見えま

4 秘密会議後の公開会議

このような秘密会議を経て、翌週である12月12日の原規委の公開会議では、担当者が秘密会議で提示された②案の再評価命令案のみを提示し、全委員5人の賛成で決定しました。秘密会議は50分だったのに対し、公開会議である火山灰対策に関する委員会の議論はたった5分で終了しました(甲F123)。秘密会議が実質的な議論の場であり、同公開会議は形骸化され

た単なるパフォーマンスであることは明らかです。

5 秘密会議に関する更田委員長の説明

(1) 記者会見等における説明

原規委の更田委員長は、これまでに、

(動画 3 : 4 3 ~ 3 : 5 5, 1月8日の記者会見において)

「12月6日でしたっけ。6日の(事前会議)についても何ら意思決定であるとか、選択をしたことはない。」

「大変申し訳ないけど、(事務方が)資料は用意してくれたけど、資料に基づいて議論はしなかったと記憶しています。」

(動画 4 : 3 4 ~ 4 : 4 5, 1月8日の記者会見において)

「ですから、(2案のうちから1案を)選択したというのは、議論の内容に当たりません。」

「さかんに2案比較と言われるけども、一方の案というのは、案とされるものはですね。」

「そもそも先ほど申し上げた表現で言うと、“箸にも棒にもかからない”ものだから。」

(動画 4 : 4 4 ~ 5 : 2 1, 1月15日定例会見において)

「だから、“箸にも棒にもかからないもの(①案)”と、もともと私が会見で申し上げたことにのっとったようなもの(②案)を、比較するというのは時間の無駄だし、そういった資料を基に議論したというのは、事実としてありません。」

(動画 5 : 24 ~ 5 : 44, 3月10日参院内閣委員会において)

「12月6日の打合せ(事前会議)は、私、石渡委員及び規制庁の幹部、担当者が、論点や感想を自由に述べ合ったものであります。」

「(①案は)当時の関西電力の姿勢から考えて、そもそも案たり得ないものであります。」

「この打合せにおいて、2案から1案を選ぶような意思決定は行っておりません。」

と答弁しています。

しかし、前述のとおり、音声記録によれば、秘密会議では更田委員長が議論を主導して①案を退けており、配布された命令文原案の書きぶりに注文をつけたり、事細かに修正を指示したりしていることから、同氏の答弁は客観的事実と明確に矛盾しています。

そして、議事録を作らず、参加者に配布した資料も回収・廃棄していたという原規委の姿勢及び前述の更田委員長の答弁の内容からすれば、原規委は本件方針及びガイドラインを遵守する意思を全く欠いていたものというほかありません。

こうした原規委については、非公開会議での実質的な議論を意図的に残さないということが常態化している可能性があり、公開原則が著しく形骸化しているというべきです。

原規委に透明性が欠けていることはこのように明らかですが、これについての更田委員長と記者とのやりとりは次のとおりです。

(動画 14 : 27 ~ 15 : 51, 2月12日定例会議)

記者「原案としか思えませんが、原案がいくつか修正されているんですね。この修正に関して委員長覚えていらっしゃることはありませんか。」

更田委員長「ありません。」

記者「「これはこうだね」とか「こうした方がいいんじゃないか」とか、そう

いったご指摘をされたことはありませんか。」

更田委員長「ありませんね。」

記者「そもそも原案が配られて、委員長と担当委員が列席している会議で、修正作業するというのは、そもそも原規委の意思決定過程において、予定されていることなんですか。」

更田委員長「予定されてないです。」

記者「ですよね。」

「本来であれば、公開の場で議論して、議決するのが本来の流れですよね。」

更田委員長「はい。」

記者「だとしたら、原案が配られて、その場で委員長が指摘して、もしくは石渡委員が指摘して修正されていたとしたら、これは本来あってはならないことだと思うのですが、どうですか。」

更田「そのように思います。」

記者「事前会議でですね。原案が修正されているにもかかわらず、その記録が残ってない。議事録もない。記録もない。資料も廃棄している。ましてや「打ち合わせ後廃棄」と印字までしている。これ本当に「透明」ですか。原規委員会は。」

更田「そのように思っています。」

第5 原規委の違法行為とその位置づけ

1 重大な本件方針及び原規委設置法違反

秘密会議に出席したのは、原規委の更田委員長ほか、担当者ら計11名であり、参加者及び議論の内容からして、別表1に実質的に該当していましたが、前述のとおり、これは一切公開されませんでした。

秘密会議そのものは重大な本件方針違反であるとともに、これが明らかになった後の原規委の対応を見ると、もはや国民の信頼から一番遠い所にいると言わざるを得ません。このことは、本訴訟において原規委に対し、他の行政機関にいえるような信頼を前提とすることはできない、ということをお明らかにしました。

そして、原規委設置法1条に「その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し」とある以上、中立公正な立場で独立して職権を行使することが疑われる場合には、それだけで同法に違反し、取消事由になり得ます。

また、秘密会議事件により原規委が信用できないことが明らかになったことから、行政庁の第一次的判断の尊重は重視されるべきでないことも明らかになりました。

以上